

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

訓令

- 職員が駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 二四
- 指定公金事務取扱者に公金の収納の事務を委託した件二件 二四
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二五
- 保安林の指定施業要件を変更する件 二五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 二六
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二七
- 建築基準法により違反建築物に対する措置を命じた件 二七

公告

- 一般競争入札を行う件 二八
- 随意契約の相手方を決定した件 二八
- 落札者を決定した件二件 二九
- 浸水想定区域を指定した件 二九
- 福島県議会 二九
- 福島県議会情報公開条例により公文書の開示の実施状況を公表する件 二九
- 福島県議会の保有する個人情報保護に関する条例により条例の施行状況を公表する件 二九

訓令

福島県訓令第九号

本庁機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
出先機関

令和八年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第三条関係）	別表（第三条関係）	別表（第三条関係）	別表（第三条関係）
(略)	(略)	(略)	(略)
須賀川支 援学校災 害復旧工 事及び船 引・小野 統合校実 習棟新築 工事の監 理に関する 業務に 従事する 職員	須賀川市 花岡三四 番地二	須賀川支 援学校災 害復旧工 事及び船 引・小野 統合校実 習棟新築 工事の監 理に関する 業務に 従事する 職員	郡山合同 庁舎整備 山二丁目 一番一号 （郡山合 同庁舎） 郡山合同 庁舎整備 工事の監 理に関する こと。

附則

この訓令は、令和八年六月一日から施行する。

（行政経営課）

告示

福島県告示第三百八十一号

の一、乙二五四三の二、乙二五四三の四、乙二五四四の一、乙二五四四の三、乙二五四四の四、乙二五四七の一、乙二五四七の二、乙二五四七の四、乙二五四八の一、乙二五四八の二、乙二五四八の四、乙二五四八の五、乙二五四九から乙二五四四まで、字西沢入乙二五六一から乙二五六九まで、乙二五七一、乙二五七二、乙二五七九、字東沢入乙二五八九、乙二五九〇、乙二五九一の一、乙二五九一の二

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を北塩原村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 佐藤倉之助 佐藤直喜 佐藤登七 佐藤武雄 小椋フサノ 小椋喜四郎 小椋金右エ門 小椋熊伊 小椋敬二 小椋甲 小椋国松 小椋常長 小椋新 小椋仁 小椋清美 小椋其一郎 小椋忠 小椋藤一 小椋福松 小椋保 小椋勇次郎 柏谷喜代次 柏谷喜代多 伊藤喜代次 遠藤佳都枝 遠藤清一 遠藤千代喜 遠藤利美 佐藤正喜 小椋金次郎 小椋作美 小椋章 小椋辰喜 松本新平 田中サト子 田中繁 伊藤喜一 伊藤喜代志 遠藤浩 遠藤義広 遠藤錠太郎 外島茂 穴沢岩吉 穴澤紀章 穴澤恒雄 穴澤純夫 荒井透 高橋要 高橋一二 高橋英樹 高橋小平 佐藤岩三郎 小椋登 小椋久吉 小椋幸四郎 小椋竹次 小椋貞信 赤城兵松 相原司 二瓶勇 二瓶角一 有限会社シルクハットクラブ 株式会社商工ファンド 永井孝二 佐藤幸雄 佐藤昭雄 佐藤米吉 佐藤明雄 佐藤留松 小椋隆 小椋喜一 小椋喜一郎 小椋喜久雄 小椋千代次 相原周美 東野與市郎 鈴木吉三郎 菊地敏幸 菊地敏男

伊藤正彦 星源二 星小市 星貞吉 星留吉 赤城キヨ 渡部和夫 小椋源吾 小椋七三郎 相原ハツヨ

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和八年福島県告示第二百二十五号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を塙町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 吉成昭寿 金沢好雄 金沢政義 金沢千代松 金沢武夫 佐藤京藏 沼田忠久 石井大造 石井長太郎 石井庸次 石川鬼子之助 石川政清 石川政擴 石川正愛 石川正源 石川千代吉 石川忠兵衛 増子政利 大越武 大越音松 藤田信明 藤田長四郎 武石八十吉 芳賀安之丞 緑川充 鈴木祐之充 鈴木祐之充 金澤義光 安部子之松 安野廣衛 益子千代松 益子全太郎 益子房次郎 益子留吉 遠藤左男文 岡本千代吉 岡本辰吉 下重廣松 岩淵輪平 菊地辰之助 菊池大五郎 吉成宗之助 吉村金四郎 吉田友治 近藤勝繁 近藤巳巳 金沢喜一郎 金沢春友 金沢新太郎 金沢正藏 金沢芳太郎 郡司テツ 郡司波太郎 古市敬 古市平治 古市満次郎 後藤忠介 江面タケ 江面ミノ 江面政吉 江面政廣 江面貞之助 荒川八重子 荒川八郎 高橋一郎 高橋通造 高橋寅吉 高橋梅四郎 高橋利惣治 根本龍雄 佐佐木又八 佐川仙太郎 佐藤伊之助 七宮重寿 車田兼吉 車田春吉 車田末吉 車田勇吉 勝田正 勝田年次郎 勝田廣作 小野久 小野安秀 小野伊兵衛 小野鬼子一 小野糸之助 小野克巳 小野甚之丞 小林重藏 松本房之助 森谷ツル 深谷浅 秦泰 星正寿 星忠正 星巳之次郎 生畑目久右エ門 生畑目久五郎 生畑目源次郎 生畑目幸七 生畑目清五郎 生畑目辰之助 青砥善一郎 青砥勇四郎 齊藤義勝 齊藤菊之助 齊藤浩藏 齊藤仁平 齊藤正次 齊藤寅之助 石井庄太郎 石井弥右エ門 石黒運太郎 石川浅之助 石川巳之太郎 早田政市 大縄安之助

中野西数馬 長島亀吉 鳥居克巳 藤江儀作 藤田正 藤田登 藤田森之助 藤田倉吉 白坂丑藏 白坂吉四郎 白石幸吉 白石道男 畑田栄之介 飯田仁吉 木村道之助 木田廣治 緑川寅吉 林子之吉 鈴木松太郎 鈴木信太郎 鈴木政之助 鈴木直四 鈴木直之助 鈴木藤太郎 和田秀玉 眞田梅之助

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第二百七十七号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 伊東五月 伊東弥宗治 伊東利八 遠藤辰次郎 遠藤長光 岡崎マサ 吉田喜一 吉田清近 吉田道嫌 荒川衛 今村祐一 今野利雄 佐藤長助 佐伯光子 山崎源七 西内源治郎 青田宗時 斉藤哲 斉藤幾太郎 渡辺喜八 渡辺利左衛門 木幡周助 門馬庄之助 齋川和美
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第二百二十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を三島町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 管家孝幸 五十嵐伊勢次 五十嵐伊勢次 五十嵐伊勢松 五十嵐幸恵 五十嵐市介 五十嵐次雄 五十嵐住男 五十嵐昭吉 五十嵐清一 五十嵐保夫 五十嵐立男 小林貞司 二瓶ヨツ 二瓶一治 二瓶二郎 二瓶房夫 武井榮一 片山育夫 五十嵐伊勢次 五十嵐幸恵 小林節 五十嵐市介
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第三百二十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を広野町役場の掲示場に掲示した。

令和八年五月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 岡本ミツイ 黒田貴宏 渡邊眞綱 坂口正克
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和八年福島県告示第三百二十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第三百九十号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第九条第一項の規定により、次のとおり命じた。
令和八年五月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 命令を受けた者の氏名及び住所
佐藤 吉一 伊達市保原町字竹内町六十一番地三
 - 二 命令に係る建築物の所在地
伊達市保原町富沢字柿ヶ作十一番一
 - 三 命令した年月日
令和八年五月二十八日
 - 四 命令の内容
令和八年五月二十八日から同年八月二十六日までの間に当該建築物に係る建築基準法第二十条の規定に対する違反を是正するために必要な措置
- (建築指導課)

公 告

公告第120号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和8年5月29日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和14年6月30日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に掲げる日から起算して過去5年以内に、都道府県との契約において、福島県給与データ入出力システムと同等以上の機能を有するW e b方式のシステムを構築

- 又は更新し、かつ、同システムの運用・保守業務を受託し、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績がある者であること。
- (5) ISO 9001の認証を受けている者であること。
- (6) 次のア及びイのいずれも満たす者であること。
- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を受けていること。
- イ 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関によるISMS（ISO/IEC 27001（JIS Q 27001））の認証を受けていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)、(5)及び(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和8年6月19日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部人事総室職員業務課
電話024-521-7972
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年6月19日（金）午後5時15分までに必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において令和8年5月29日（金）から同年6月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和8年6月19日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和8年7月10日（金）午前10時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎4階ミーティングルーム（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵送により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年7月9日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320

号) 第1条に規定する委員会をいう。) から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Replacement of server equipment as well as maintenance and operation of the Fukushima Prefectural Payroll Data Input/Output System 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 10 July 2026
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 9 July 2026
- (4) Contact point for the notice: Employee Management Division, Human Resources Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7972
(職員業務課)

公告第121号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月29日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECネットエスアイ株式会社 東京都港区芝浦三丁目9番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
88,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(災害対策課)

公告第122号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム庁内無線LAN整備業務(合同庁舎等)機器賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月29日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム庁内無線LAN整備業務(合同庁舎等)機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
NTT東日本株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額
68,956,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月10日

(デジタル変革課)

公告第123号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるクラウドストレージBoxライセンス調達及び支援業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年5月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
クラウドストレージBoxライセンス調達及び支援業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
三井情報株式会社 東京都港区南青山三丁目8番35号
- 5 落札金額
43,385,430円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年2月10日

(デジタル変革課)

公告第百二十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、三滝川及び埴川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和八年五月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

福島県議会

公告第一号

福島県議会情報公開条例（平成十三年福島県条例第三十六号。以下「条例」という。）第三十三条の規定により令和七年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和八年五月二十九日

福島県議会議長 矢 吹 貢 一

- 1 公文書の開示請求の件数
1件
- 2 公文書の開示の決定等の状況
(1) 決定等の状況

(単位 件)

区	開		示		分	件	数
	全	部	計	小			
	0	0	0	0	示	0	0
					不	0	0
					存	0	0
					在	0	0
					下	0	0
					取	0	0
					げ	0	0
					請	0	0

却	下	0
合	計	1

注 「請求」とは、条例第6条の規定による公文書の開示の請求をいう。
 (2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第8条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合計
第1号 (法令秘密情報)	0	0	0
第2号 (個人情報)	0	0	0
第3号 (事業情報)	0	0	0
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0
第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0
第7号 (議会の会派又は議員の活動に関する情報)	0	0	0
合	計	0	0

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示 (公文書の不存在を除く。) の決定件数の合計と一致しない場合がある。
 3 審査請求に対する裁決等の状況
 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) に基づく審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

審査請求	裁		決		取下げ	審理中
	却下	棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	却下	棄却	認容	一部認容	小計

0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(総務課)

公告第二号

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和四年福島県条例第八十四号。以下「条例」という。) 第五十九条の規定により令和七年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。
 令和八年五月二十九日

福島県議会議長 矢吹 貢 一

1 保有個人情報に係る開示請求

- (1) 開示請求の件数 0件
- (2) 保有個人情報の開示決定等の状況

(単位 件)

区	開	部	開	示	件	数
全	部	開	示	0		
一	部	開	示	0		
示	小	計	示	0		
不	開	示	示	0		
うち	個人	情報	の	不	存在	0
請	求	の	取	下	げ	0
却					下	0
合					計	0

注 「請求」とは、条例第18条の規定による保有個人情報の開示の請求をいう。
 1 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第20条に規定する不開示情報の区分	一部開示	不開示	合計
第1号 (請求者の生命等侵害情報)	0	0	0
第2号 (第三者の権利侵害情報)	0	0	0
第3号 (事業情報)	0	0	0
第4号 (犯罪捜査等情報)	0	0	0
第5号 (審議、検討等情報)	0	0	0
第6号 (事業執行過程情報)	0	0	0
合 計	0	0	0

注 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場合がある。

2 保有個人情報に係る訂正請求

- (1) 訂正請求の件数
0件
- (2) 保有個人情報の訂正決定等の状況

(単位 件)

訂正決定	一部訂正決定	訂正不可	請求下げ	却下	合計
0	0	0	0	0	0

注 「請求」とは、条例第31条の規定による保有個人情報の訂正の請求をいう。

3 保有個人情報に係る利用停止請求

- (1) 利用停止請求の件数
0件
- (2) 保有個人情報の利用停止決定等の状況

(単位 件)

利用停止決定	一部利用停止決定	利用不可	請求下げ	却下	合計
0	0	0	0	0	0

0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

注 「請求」とは、条例第38条の規定による保有個人情報の利用停止の請求をいう。
4 審査請求に対する裁決等の状況
行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求に対する裁決等の状況は、次のとおりである。

(単位 件)

審査	請求	裁 決				取下げ	審理中
		却下	棄却	認容	一部認容		
前年度からの繰越件数	当該年度中にあった新規件数	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0

(総 務 課)